

北海道

北海道海外子女教育教師の会 会報

第 5 号
北海道海外子女教育
教師の会
代表 千葉 福男
事務局長 磯貝 登保
事務局 中村 保
恵庭市立恵庭小学校

御協力と御支援を願つて



会長 千葉 福男

昭和61年度総会に於きまして、はからずも会長の大役を命ぜられました。もとよりその器でもなく浅学非力ではありますが、総会決定の命によって、微力を尽くす決意を固めましたので、よろしく願い申し上げます。

さて、本会設立10周年を迎え、今年の日月帰国者を加えると帰国教師数150名になるという事を考えますと、昔から言われる10年一昔の大きな区切りの年を迎えたと言えます。しかし、残念な事に帰国者の半数の先生方は本会に未加入であり、このままでは年々会の存在が危ぶまれる様になるのではないかと、不安を感じるのであります。総会の席上でも「新役員の任務は、本会の立て直しと、新しい魅力のある会づくり」に大きな期待が寄せられていましたので、私共役員は心一つにして、全員加入の活力ある会づくりを念頭において、皆様の役に立ちたいと思っておりますので、御協力下さいませ様お願い申し上げます。

1. 会員増に対応する組織づくりをめざす。(教育局単位の支部結成等)
2. 全員加入をめざし、会費の見直し、事業の見直しを行なう。
3. 研修面を重視して、本道の課題を設定して説明・研究を行なう。
4. 個人所有の記録、諸資料を全道的教育に活用する方策を考え整備する。(道立研究所内に、資料コーナーを設ける等)
5. 会則の改正を行ない、活力のある会の運営につとめる。

等を基本方針として活動計画案を樹て、皆さんの御意見を頂いて運営に入りたいと思っております。

今、我が国は挙げて21世紀指向の胎動を奏しておりますが、産業構造の体質改善と共に、最も重要視されるのが、人づくり即ち教育改革の問題であります。国際社会に生きる人間育成は、語るに安く、すでに標榜されて久しいにもかかわらず、国際性を高める為の教育活動は未だに道内各校のほとんどが具体的な教育活動に入っていない現状にあると言えます。国際交流の第一戦での経験が今こそ役立つべき時ではないかと思うのです。もちろん一人一人は与えられた地域と学校に於いて、それなりの努力はしているのですが、個の力には限界があります。力を結集し、英知を出し合い、私共の持っている貴重な体験と教育資料を積極的に本道教育の推進に注ぎこんで行きたいと思うのです。

遅ればせながら、1月12日に引き継ぎを終え、新しい役員委嘱も完了しましたので、皆様の御支援を頂きながら、会務推進に当たりたいと思ひます。どうぞよろしくお願い致します。

昭和62年度

新役員



会 長	千葉 福男	事業部長	中山 福雄	会 計	木谷 二郎
副会長	星野 和雄	副部長	本田 豊彦	監 事	大場 昭一
" "	藤田 寛	広報部長	南 信義	" "	一関 庶路
" "	坂下 晃一	副部長	堂田 茂	願 問	気境 公男
" "	高橋 功	研修部長	佐竹 光夫	" "	本田 哲也
事務局長	磯貝 登保	副部長	梅津 紘則	" "	木皿 弘勝
事務局次長	中村 保				

組織の強化を図ろう！

事務局長 磯貝 登

過日の総会において、昭和62年度の役員決定をみました。はからずも、私が事務局長の大役を仰せつかり、その職責の重さを痛感いたしております。前任の方と同様によろしくお願い申し上げます。また前年度まで会の運営や活動の促進に御尽力下さいました方々に敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げます。

先日、札幌市のホテル・アカシアにおいて新旧合同役員会を開催いたしました。その折りの参加者は次のようなことを話し合いました。

- (1) 近々、21世紀を迎えるに当たって、国際性を身につけた子どもの育成を考えた場合、私たち関係者はどのような方向性のもとに諸活動を推進しなければならないか。
- (2) 本会は、会員120名をこえる大世帯となってきたことを考え、会の目的を再確認する中で諸事業の推進と組織の強化を図る必要がある。
- (3) 規約の検討と改正の必要がある。等々でありました。

全ての御意見がうなずけるものばかりで、会員の方々にも御賛同をいただけるものと確信いたしております。これらのことを具体化し、実践するために会長を中心にして、役員全員が努力したいと思っておりますので、今まで以上の御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、あいさついたします。



「新旧役員引き継ぎ会」行われる

— 結成10周年を終え、新たなる第一歩へ —

1月2日(月) ホテル・アカシアで新旧役員引き継ぎ会が行われた。昨年、北海道としては2回目の全国大会を大盛会のうちに為し遂げ、次への新たな第一歩に向けての新旧役員交替であった。

昨年夏の総会で、会長、副会長、事務局長、監事は選任されていたが、その他の役員については、会長委嘱ということで選れていたが、これでようやく新体制が整ったことになる。会長からは、役員委嘱にあたって (1)各派遣年次からまんべんなく選出されるよう配慮したこと。 (2)一つの地域にかたよらないようにしたこと。 (3)総会での事後承認になるが、研修部を新設したこと。の説明があった。会長以下16名中、初めて役員に選出された方が7名ということで、組織の活性化が期待されるところである。以下、引き継ぎ会の席上話し合われたことを箇条書きにして紹介する。

1. 会則の改正について、次のような事が話し合われたが、追って下部討議に付したい。
 - (1) 名称を「国際理解教育研究協議会」(仮称)のように変更し、もっと一般化するにしよう。
 - (2) 目的や事業も名称変更に合わせて検討しよう。
 - (3) 会員の規定の仕方を検討し、合わせて「組織」という条項を置こう。賛助会員の規定も検討しよう。
 - (4) 総会は、従来夏の全道大会の折に合わせて実施してきたが、参加人数や合計年度、名簿変更(人事移動がらみ)、会員が全道に点在していること等を考え「理事会を持って総会に替える。」というように改める方向で検討しよう。従って、総会の議事については、それまで各支部におろしておいて支部の意見を支部理事が持ち寄って検討し議決する形にしてはどうか。

総会の時期としては、会計年度を4月1日～3月31日にしたいことと合わせて考えると、3月上旬に例年実施されている「派遣教員の事前研修会(激励会)」の日にしてはどうか。
 - (5) 会費については、今後支部組織体制づくりを急ぎ、各支部の活動を重視する上からも、年額として5000円のうち、支部費1500円、本部費3500円としてはどうか。本部費は支部で一括して納める形にする。
2. 事務局校については、事務局長が実務を行なうには十分な時間が取れない程に他の役職を数多く持っていることから、今回は特別に事務局次長校とする。
 3. 今年度の全道大会は「上川・旭川地区(支部)」が主幹できないかということで、前向きに検討していただく。
(文責 中村)

会則 改正案

北海道国際理解教育研究協議会会則

第1章 名称及び事務所
 第1条 本会は、北海道国際理解教育研究協議会と称する。
 第2条 本会は、事務所を事務局長の在任校におく。

第2章 目的

第3条 本会は、国際的視野に立って、国際社会に貢献できる日本人をめざし、国際社会に必要な能力・態度・適正・知識などを、各個人のうちに人格的な資質として育成するための国際理解教育のあり方を研究・協議・交流することを目的とする。

2. 国際理解教育の具体的推進目標として次の各号をおく。

1. 人権尊重、自他の個性の尊重
2. 平和を希求する人間の育成
3. 国際社会において日本の歴史・伝統・文化・社会等について説得力のある自己主張のできる広く深い自国認識と国民的自覚の養成
4. 他国・他民俗・異文化理解の増進
5. 異文化と意思疎通ができる語学力・表現力・国際的礼儀作法・知識・教養などの養成
6. 国際的相互依存関係の認識と世界的連帯意識の形成
7. 国際協力への実践的態度の養成

第3章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会・交流会の開催
 2. 道内各支部との連絡調整及び支部相互の交流の促進
 3. 会員相互の情報交換を行うための会報の発行及び資料の提供
 4. 在外教育施設に派遣中の教師に対する情報交換や激励・援助活動
 5. 新しく在外教育施設に派遣される児童及びその父母に対する助言や資料の提供
 6. 在外教育施設に転任する児童及びその父母に対する助言や資料の提供
 7. 全国海外子女教育研究協議会との連携に基づく活動への参加
 8. その他、本会の目的達成のために必要な事業
2. 前項の事業は、北海道教育委員会及び関係機関・団体との連携・協力のもとに遂行する。

第4章 会員及び組織

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者で構成する。
 2. 前項にかかわらず、本会の目的に賛同するものは、別に定める細則により団体の賛助会員となることができる。

第6条 本会は、札幌市及び各教育管内ごと、あるいは近隣管内と合同の支部をおくことができる。

2. 支部には、支部長以下所要の役員をおく。

第5章 役員

第7条 本会には、次の役員をおく。

1. 会長1名
2. 副会長4名
3. 事務局長1名
4. 事務局次長1名
5. 会計1名
6. 事業・広報・研修の正副部長各々1名
7. 理事若干名
8. 監事2名
9. 顧問若干名

第8条 役員は、次の方法によって選出する。

1. 会長・副会長・事務局長・監事は、総会において選出する。
2. 事務局次長・会計・各部の正副部長は、会長が委嘱する。
3. 理事は、各地区ブロックごとに会長が委嘱する。
4. 顧問は、会長経験者及び本会に特に功勞のあった方々の中から、役員会で推挙し、総会において推戴する。

第9条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
 3. 事務局長は、会務を整理し、会務の一切を処理する。
 4. 事務局次長は、事務局長を助け、会務の円滑な処理にあたる。
 5. 会計は、本会の会計事務一切の処理にあたる。
 6. 各部の正副部長は、各部の業務の企画・推進・運営にあたる。
 7. 理事は、各地区ブロックを代表して意見を述べらる。
 8. 監事は、本会の会計を監査する。
 9. 顧問は、本会の活動に指導助言を与える。
- 第10条 役員は、本会の活動に指導助言を与える。
 2. 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

第6章 機関

第11条 本会に、次の機関をおき、会長がこれを招集する。

1. 総会
2. 役員会

第12条 総会は、役員及び理事をもって構成し、毎年3月定期に行う。但し、必要に応じて臨時に行うことができる。総会は、会長が招集する。

2. 役員会は、会長・副会長・事務局長・同次長・会計・各部の正副部長をもつて構成し、会長が招集する。

第13条 総会は、次の事項を審議する。

1. 事業計画 2. 予算及び決算 3. 役員を選任 4. 会則の改正

5. その他

3. 総会は、出席者の過半数によって議決する。

第14条 役員会は、次の事項を審議する。

1. 事業計画の検討 2. 全道大会の開催地の検討 3. 会費・入会費の検討 4. 細則の設定・改廃 5. 各支部の活動状況の交流 6. その他会長が必要と認める事項及び各支部からの提案事項等について

第7章 会計

第15条 本会の費用は、会費・入会費・寄付金・その他の収入をもつてあてる。

会費・入会金の額は、役員会で検討し、総会の議決を経て細則で定める。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 雑則

第17条 この会則に明示されない事項に関する本会の運営については、別に定める細則によるものとする。

付 則

1. この会則は、昭和52年11月18日から施行する。

2. この会則は、昭和54年5月26日に改正

3. この会則は、昭和57年8月9日に改正

4. この会則は、昭和58年8月11日に改正

5. この会則は、昭和62年8月 日に全面改正

1. 会の名称の変更 2. 目的の改正 3. 会員の規定の改正

4. 組織(支部)の設定 5. 研修部の設定 6. 総会の時期・構成の変更

7. 理事会の廃止 8. 会計年度の変更 9. 会費の変更 10. その他字句の修正

赤田 貝町

1. 年会費は、3000円とする。

2. 入会費は、7000円とする。但し、入会費は、在外教育施設に派遣

された者のみが納めるものとする。

3. 本部費・入会費は、各支部ごとにまとめて本部に入金するものとする。

4. 団体の賛助会費については、年間10000円とする。

5. 理事は当分の間、次のように全道5ブロックあて各1名ずつ会長が委嘱するものとする。委嘱は、地区内で交代制になるように行う。

道北地区(宗谷・留萌・上川) 道東地区(根室・網走・十勝・網走)

道央地区(空知・石狩・後志) 道南地区(渡島・胆振・日高・陸奥)

札幌地区(札幌市)

6. 入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入の上、会費及び入会費をそえて支部又は本部に申し出るものとする。

7. 退会を希望する者は、退会届出書に必要事項を記入の上、支部又は本部に申し出るものとする。

札幌市立八軒西小学校で

国際理解教育の授業公開

去る7月3日、札幌八軒西小学校で開校10周年記念・教育実践発表会が開かれました。国語、社会、算数、理科の他に国際理解教育部会があり、本会会員の広瀬保志先生(昭和54年・アブダビ派遣)を中心に五人の先生方の研究が公開されました。本会の前事務局長の一関先生も授業協力者として活躍してまいりました。

授業は杉浦貴子先生による「ホルンの音色から視野を広げようとした授業」一国際理解教育学習指針案(音楽科)を通して一でした。実際に長く大きいアルペンホルン2本を授業に持ち込み、奏者による演奏、アルプスのスライド、子どもたちの試奏、そして最後にほら貝の提示という具体的、立体的な構成で、子どもたちも楽器を通して国際理解の視野を丸ごと肌で体感させるすばらしい授業でした。また、北大の留学生との全校七夕交流集会もすばらしいものでした。

この八軒西小学校の国際理解教育は現在山の手南小学校教頭の石田省子先生が種まきされた(国際文通クラブ、留学生との交歓会がスタート)を広瀬先生が立派に受け継ぎ発展させたものです。学校体制もよく、道内でも極めて質の高い実践校であるりと感心しました。なお、8月28、29日の全道大会では同小学校の国際理解教育部会の佐藤新吾先生が、この日の授業のVTRなどを持って第1分科会で提言して下さいますのでご期待下さい。

(文責 中村)